

## 深川老人福祉センター・平野児童館、東雲児童館の 指定管理者の選定手続きについて

深川老人福祉センター・平野児童館、東雲児童館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」、「江東区老人福祉センター条例」及び「江東区児童館条例」に基づき、平成28年4月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和2年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

### 1 施設の名称・施設所在地

	施設の名称	施設所在地
①	深川老人福祉センター・平野児童館	江東区平野一丁目2番3号
②	東雲児童館	江東区東雲二丁目4番4-102号

### 2 現在の指定管理者・指定期間

	現在の指定管理者	現在の指定の期間
①	特定非営利活動法人 ワークスユープ	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで
②	公益財団法人 東京YMCA	同上

### 3 選定方法

公募による選定

### 4 今後の日程（予定）

日付	内容
令和2年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和2年9月	第三回区議会定例会において指定議案の提案
令和3年3月	協定書の締結
令和3年4月	指定管理者による運営開始

## 5 その他

深川老人福祉センター・平野児童館は、併設施設であり、異世代交流の活性化や一括管理によるスケールメリットによる効率化を図るため、同一の指定管理者を選定する。